

神奈川県障害児等療育支援事業等実施要綱

1 趣旨

この要綱は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち、本県において実施する障害児等療育支援事業について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施主体

本事業の実施主体は神奈川県とし、神奈川県立総合療育相談センター（以下「センター」という。）において実施する。実施にあたっては、市町村、児童相談所、保健福祉事務所等との緊密な連携を図るものとする。

3 事業対象

神奈川県内（指定都市、中核市を除く。）に現に居住する在宅の障害児者等を対象とする。

4 実施事業

実施事業は、次のとおりとする。

- (1) 巡回リハビリテーション事業
- (2) 在宅重症心身障害児者訪問指導事業
- (3) 早期療育事業
- (4) 在宅心身障害児地域訓練会
- (5) その他必要な事業

5 実施内容

前記4に定める各事業の対象者及び内容等は別表に定めるとおりとする。

なお、各事業の実施にあたり必要な事項については、別に定める当該事業の実施要領によるものとする。

6 事業計画・実施結果

総合療育相談センター所長は、事業の実施にあたっては、地域の実情を考慮しながら年間事業計画（第1号様式）を作成し、4月10日までに障害福祉課長に提出するものとする。また、事業実施後は事業結果報告書（第2号様式）を作成し、翌年度5月10日までに障害福祉課長に報告するものとする。

各児童相談所長は、心身障害児把握数（第3号様式）を作成し、翌年度5月10日までに障害福祉課長に報告するものとする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、障害福祉課長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次の要綱及び要領は、廃止する。
 - (1) 障害児地域療育促進事業実施要綱
 - (2) 巡回リハビリテーション事業実施要綱
 - (3) 早期療育事業実施要綱
 - (4) 早期療育ブロック事業実施要領
 - (5) 総合療育相談センター早期療育事業実施要綱
 - (6) 総合療育相談センター早期療育ブロック事業実施要領
 - (7) 在宅心身障害児訓練会実施要綱
- 3 前項の規定に関わらず、平成 25 年 3 月 31 日以前に実施した各事業に係る事業実施結果報告書等の提出については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表

事業名	(1) 巡回リハビリテーション事業	(2) 在宅重症心身障害児者訪問指導事業
趣旨	障害があるか障害がある可能性の高い児童(以下「障害児」という)に対し療育に必要な専門的技術支援等を行うことで、市町村療育担当職員(以下「療育担当職員」という。)の資質の向上、地域療育の充実を図る。	在宅重症心身障害児者とその家族に対し専門医師及び関係職員が医学並びに日常生活上の問題等についての助言指導を行う。
対象者	県内(指定都市及び中核市を除く)に居住する在宅の障害児とその保護者及び療育担当職員	県内(指定都市、中核市を除く。)に居住する在宅の重症心身障害児者とその保護者
内容	<p>(1) 在宅の障害児とその保護者及び療育担当職員に対して、総合療育相談センターの医師・理学療法士・作業療法士・言語療法士・心理職・福祉職・看護師等の専門スタッフが必要な診断・評価・訓練・療育等の支援を行う。</p> <p>(2) 障害保健福祉圏域毎にブロックに分け、地域の療育状況に応じて専門スタッフが巡回する。</p>	<p>(1) 支援スタッフ 医師(精神科医、整形外科医、小児科医)、看護師、保健師、保育士、指導員、栄養士、機能訓練士、県及び市福祉事務所職員、児童相談所職員等</p> <p>(2) 支援形態 ア 家庭訪問による個別支援 イ 会場設定による集団支援</p> <p>(3) 支援内容 ア 療育に必要な医療的助言 ア) 障害・疾病に関する助言 イ) 機能訓練に関する助言 ウ) 衛生に関する助言 エ) 介護に関する助言 イ 生活指導及び家庭環境の改善等に関する支援 ア) 保健・栄養に関すること イ) 生活環境の改善に関すること ウ) 療育方針等に関すること エ) 家庭生活上の問題に関すること</p>

事業名	(3) 早期療育事業	(4) 在宅心身障害児地域訓練会
趣旨	<p>障害があるか、障害がある可能性の高い乳幼児（以下「乳幼児」という。）に必要な医療、療育を行うことによって乳幼児の発達を援助し、親子関係がより良い状態となるように支援するとともに安定した療育環境への調整を目的とする。</p>	<p>市町村における在宅心身障害児に対する療育指導体制の充実を図るため、定期的に児童に対しては基本的な生活訓練等と指導を、保護者に対しては対象児の正しい理解と養育指導等を行い、あわせて地域社会の障害児に対する啓発を図ることを目的とする。</p>
対象者	<p>県内（指定都市、中核市を除く。）に居住する概ね0歳から3歳の乳幼児とその保護者等及び市町村、早期療育に関わる機関の職員。</p>	<p>知的障害又は肢体不自由等の障害がある児童及び障害の疑いのある児童であって、訓練等が必要な在宅心身障害児とその保護者。</p>
内容	<p>(1) 早期療育外来事業 総合療育相談センターの外来で、医師をはじめ各専門職種が必要に応じてチームを作り総合的な診療及び療育支援を行う。</p> <p>(2) 早期療育支援事業 関係機関や地域療育機関からの要請に基づき、療育会議等に参加し、療育支援を行う。</p> <p>(3) 早期療育推進事業 関係機関や地域療育機関の職員の研修及び連絡会議等の開催を行う。</p>	<p>(1) 児童指導 児童の訓練指導は年間の実施計画を作成し、必要な機能訓練のほか、身の処理、絵画制作、会話、遊戯、運動、給食等を通じて感覚、観察力、表現力、運動機能、社会性等日常生活及び自立に必要な能力を開発を図ること。</p> <p>(2) 保護者指導 保護者に対しては、養育の知識、家庭での訓練方法等、養育上必要な事項について相談指導を行うこととする。</p>

2 在宅重症心身障害児者訪問指導事業

市町村名	医師による訪問指導		実施機関による訪問指導	
	回数	対象者数	回数	対象者数
合 計				

※欄が不足した場合は、追加してください。

診断名別状況

	平塚市	中郡	小田原市	足柄下郡	三浦市	秦野市	伊勢原市	厚木市	愛甲郡	大和市	海老名市	座間市	綾瀬市	南足柄市	足柄上郡	合計
脳性まひ(広義)																
脳奇形(水頭症)																
神経筋疾患																
二分脊椎																
染色体異常																
精神遅滞																
自閉性疾患																
精神運動発達遅滞																
その他																
計																

2 在宅重症心身障害児者訪問指導事業(医師による訪問指導)

(1) 18歳未満

	小児科			整形外科			精神科		
	回数	実人数	延人数	回数	実人数	延人数	回数	実人数	延人数
中央									
鎌倉三浦									
小田原									
厚木									
平塚									
計									

(2) 18歳以上

市町村名	小児科			整形外科			精神科		
	回数	実人数	延人数	回数	実人数	延人数	回数	実人数	延人数
計									

※欄が不足する場合は、追加してください。

心身障害児把握数（平成 年度末現在）

市町村名 _____

児童相談所名 _____

1 知的障害児

区分 年齢	重 度			中 度			軽 度			合 計			測定不能(再掲)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0歳 ～ 5	人 ()														
6 ～ 14	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
15 ～	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

2 身体障害児

区分 年齢	肢体不自由				視覚障害	聴覚障害	合計
	CP	筋萎縮	その他	計			
歳 0～5	人	人	人	人	人	人	人
6～14							
15～							
計							

3 重症心身障害児

年齢	人数
歳 0～5	
6～14	
15～17	
計	

注1 市町村ごとに作成してください。

注2 知的障害児・身体障害児の振り分けは、相談受付の際の主たる障害により行ってください。

注3 測定不能等の児童については、状態象等から区分してください。盲知的障害は（ ）に再掲してください。